

請願 第16号

受付 平成29年 2月17日

付託 平成29年 3月 1日

取手市道130号線から県道208号線（旧国道6号線）にいたる  
堤橋における歩行者、並びに自転車通行者の安全確保に関する請願

紹介議員 赤羽 直一

・請願趣旨

平成27年度において、上記取手市側（取手市道130号線）に行政の特段のご配慮により歩道が整備され、歩行者の安全が確保されましたこと、誠に感謝申し上げます。

しかしながら堤橋においては、歩行者の通行部分が著しく不十分であり、非常に危険な状態となっております。

つきましては市道130号線から県道208号線にいたる堤橋において、歩行者並びに一時的に2輪車から降りて堤橋を渡る歩行者の安全確保の為、取手市の特段のご配慮をお願い申し上げます。

・請願事項

取手市道130号線から県道208号線にいたる堤橋側面への人道橋等の設置

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成29年2月17日

請願者代表

住所 取手市双葉3-31-18

氏名 双葉自治会

会長 松井 秀子 ほか2人

取手市議会議長 殿